

富山県農村地域への産業の導入に関する基本計画の改正案について

1. 法律の概要について

農村地域に成長性と安定性のある工業等の導入を図るために、「農村地域工業等導入促進法（旧農工法）」が昭和 46 年に制定されたが、現在の農村地域における高齢化や人口の減少、産業構造の変更等を踏まえ、平成 29 年に旧農工法から「農村地域への産業の導入に関する法律（農産法）」に改正された。この法改正により、導入可能となる業種が工業等 5 業種（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業（旧 5 業種））に限定されていたものが廃止となり、農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業にも拡大されることとなった。

さらに、令和 4 年に農産法が改正され、それに伴い国の基本方針ならびにガイドラインが変更され、基本計画への導入産業の具体的な業種の記載が不要となり、代わりに市町村が実施計画において導入すべき産業の業種の選定の考え方を記載することとされた。

2. 基本計画の改正策定状況と改正の必要性

現行の基本計画は策定から約 25 年経過（平成 9 年最終変更）しており、計画の記載内容に県の現状が正しく反映されていない。また、平成 29 年の旧農工法から農産法への法改正の反映もされておらず、旧 5 業種しか導入できない状況である。

変更後のガイドライン「第 8 その他 2 分権一括法の施工前に作成された基本計画に係る運用」においては、改正前の法に基づいて作成された基本計画について、遅滞なく変更することが望ましいとされており、旧 5 業種以外の業種でも農産法を適用できるよう、法改正を反映させた基本計画を策定する必要性がある。

3. 基本計画改正内容

- ・法改正、国が定める基本方針、ガイドライン等の内容に合わせた改正

※現行計画の内容が旧農工法の内容となっていることから、現行の農産法や基本方針等に合わせて改正

- ・その他、現行計画の策定から約 25 年経過（平成 9 年最終変更）しているため記載内容の見直し等

4. 参考

- ・農村地域への産業の導入に関する基本方針の変更の公表について（基本方針）
- ・産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドライン（ガイドライン）